

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和4年度第11回 総会)

1. 開催日時： 令和5年3月30日(木) 午後1時30分 ～ 午後2時10分
その他を含めると午後2時15分終了

2. 開催場所： 大野見振興局 2階大会議室

3. 出欠委員：	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
	2番	岩本 隼夫		○
	3番	下元 和恵	○	
	4番	政岡 富生	○	
	5番	政岡 直文	○	
農地利用最適化推進委員	6番	山岡 正治	○	
	1番	有澤 明男	○	
	2番	岩崎 憲二	○	
	3番	黒原 美一	○	
	4番	下元 勲	○	
	5番	田上 敦之	○	
	6番	野村 正幸	○	
	7番	正岡 裕二	○	
	8番	山本 孝志	○	
	合計		14人	1人

4. 議事日程：

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（3件）
第2号議案	令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表
第3号議案	令和5年度最適化活動の目標の設定等
その他1	地区委員からの報告及び提案等
その他2	事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 正明
事務局(書記)	小松 舞

6. 議事参与の制限：

該当無し

議長	それでは令和４年度の第１１回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。
議長	出席委員は１５名中１４名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということですので指名をさせていただきます。３番、下元和恵委員さん。４番、政岡 富生委員さん。よろしくお願いします。
議長	議案に入りたいと思います。 第１号議案の１と２、「農地法第３条の規定による許可申請」については関連がありますので、まとめて審議をお願いします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の下元 勲委員さん、何かありましたらお願い致します。
事務局	はい、現地は現在耕作されておらず、購入後、譲受人が管理していくということです。特に問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。 【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第１号議案の１と２、「農地法第３条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第１号議案の１と２は許可されました。 続きまして第１号議案の３、「農地法第３条の規定による許可申請」についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の正岡 裕二委員さん、何かありましたらお願い致します。

政岡 直文委員	はい、現地は耕作する方がいなくなり荒れかけていますが、購入後は譲受人が管理していくということです。問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 ただちに小休とします。 【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第１号議案の３、「農地法第３条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第１号議案の３は許可されました。
議長	続きまして第２号議案、「令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況とその他の事務の実施状況の公表」についてです。事務局から説明をお願いします。 【議案書の朗読及び説明】
事務局	以上です。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。 採決を致します。第２号議案、「令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況とその他の事務の実施状況の公表」について、原案通り採決することにご異議ございませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第２号議案は原案のとおり決定されました。
議長	続きまして第３号議案、「令和５年度最適化活動の目標の設定」についてです。事務局から説明をお願いします。 【議案書の朗読及び説明】
事務局	以上です。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長	採決を致します。第3号議案、「令和5年度最適化活動の目標の設定」について、原案通り採決することにご異議ございませんか。
	『異議無し』
議長	異議なしということなので、第3号議案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして、令和4年度第11回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員	
署名欄	

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

特になし

その他 2

事務局からの諸連絡等

人事異動について

来月の総会日程の確認

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和4年度第11回 総会		第 1-1 号	令和5年3月16日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は80日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は6,659㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	下元 勲委員
作成：	事務局 小松 舞

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和4年度第11回 総会		第 1-2 号	令和5年3月16日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は80日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は7,041㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	下元 勲委員
作成：	事務局 小松 舞

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和4年度第11回 総会		第 1-3 号	令和5年3月20日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は168日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は7,078㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	正岡 裕二委員
作成：	事務局 小松 舞